交通機関不通時及び気象警報発令時の授業措置について

１　台風等の影響により交通機関が不通の場合

（１）午前７時の時点で、台風等の影響により東武野田線（六実－柏間）に運休箇所がある場合は、他の交通機関利用者も含め、自宅待機とする。

（２）午前７時すぎから９時までの間に、東武野田線（六実－柏間）の運行が再開し、運休箇所がなくなった場合は、安全に十分留意して１０時３０分をめどに登校する。始業を２時間遅らせ、３限から授業を行う。

（３）午前９時になっても、東武野田線（六実－柏間）に運休箇所がある場合は、臨時休業とする。

＊他の利用交通機関が不通の場合は、利用者各自で運行再開まで待機し、再開後は、安全を確保した上で登校する。

２　台風の接近等により気象警報が発令された場合

（１）午前７時の時点で、鎌ケ谷市に、台風等による大雨警報および暴風警報の両方が発令されている場合は、自宅待機する。

（２）午前７時すぎから９時までの間に、大雨警報もしくは暴風警報の両方、もしくはいずれか一方が解除された場合は、安全に十分留意して１０時３０分をめどに登校する。始業を２時間遅らせ、３限から授業を行う。

（３）午前９時の時点でも、鎌ケ谷市に、台風等による大雨警報および暴風警報の両方が発令中の場合は、臨時休業とする。

＊警報が解除されていても、十分に安全を確認して登校する。

３　特別警報が発令された場合

午前７時の時点で、鎌ケ谷市に、何らかの特別警報が発令されている場合は、臨時休業する。